

五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>五霞町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月31日 規則第11号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>五霞町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例</u>（令和元年五霞町条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(抑制区域)</p> <p>第3条 条例第6条第1項に規定する抑制区域は、<u>住居系市街化区域</u>とする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第4条 事業者は、条例第7条の規定による事前協議を行おうとするときは、太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第1号）及び配慮すべき事項の内容確認書（様式第2号）に<u>別表第1</u>に定める書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(周知及び説明事項)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月31日 規則第11号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例</u>（令和元年五霞町条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(抑制区域)</p> <p>第3条 条例第6条第1項に規定する抑制区域は、<u>五霞町全域</u>とする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第4条 事業者は、条例第7条の規定による事前協議を行おうとするときは、太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第1号）及び配慮すべき事項の内容確認書（様式第2号）に<u>別表</u>に定める書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(周知及び説明事項)</p> <p>第5条 (略)</p>

(届出及び協議)

第6条 (略)

2 条例第10条第1項の規定による届出及び協議は、太陽光発電設備設置事業実施概要届出書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項の規定による認定書の写し

(4)・(5) (略)

3 (略)

第7条―第9条 (略)

(完了の報告)

第10条 条例第13条第1項の規定による届出は、太陽光発電設備設置完了報告書(様式第9号)により行うものとする。

(変更の届出)

第11条 条例第14条の規定による届出は、発電事業変更届出書(様式第10号)に別表第2に規定する書類を添えて行うものとする。

(発電事業の廃止)

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、発電事業廃止届出書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による届出は、撤去完了届出書(様式第12号)により行うものとする。

(届出及び協議)

第6条 (略)

2 条例第10条第1項の規定による届出及び協議は、太陽光発電設備設置事業実施概要届出書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第3項の規定による認定書の写し

(4)・(5) (略)

3 (略)

第7条―第9条 (略)

(完了又は廃止の報告)

第10条 条例第13条の規定による届出は、太陽光発電設備設置(完了・廃止)報告書(様式第9号)により行うものとする。

(事業者の立会い)

第13条 条例第13条第2項及び条例第15条第3項の規定による
現地確認は、事業者の立会いの上で実施するものとする。

(指導、助言及び勧告)

第14条 条例第16条第1項の規定による指導又は助言は、太陽
光発電設備設置事業指導・助言通知書(様式第13号)により
行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置
事業改善勧告書(様式第14号)により行うものとする。

3 条例第16条第3項の規定による報告は、太陽光発電設備設置
事業是正報告書(様式第15号)により行うものとする。

(公表)

第15条 条例第17条第1項の規定による公表は、五霞町公告式
条例(昭和25年五霞村条例第2号)の規定による掲示その他町
長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による通知は、弁明の機会の付与通
知書(様式第16号)に、公表に関する弁明書(様式第17号)
を添付して行うものとする。

附 則

(略)

別表第1 (第4条関係)

(略)

別表第2 (第11条関係)

書類の種類

備考

(指導、助言及び勧告)

第11条 条例第14条第1項の規定による指導又は助言は、太陽
光発電設備設置事業指導・助言通知書(様式第10号)により
行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置
事業改善勧告書(様式第11号)により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による報告は、太陽光発電設備設置
事業是正報告書(様式第12号)により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第15条第1項の規定による公表は、五霞町公告式
条例(昭和25年五霞村条例第2号)の規定による掲示その他町
長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による通知は、弁明の機会の付与通
知書(様式第13号)に、公表に関する弁明書(様式第14号)
を添付して行うものとする。

附 則

(略)

別表 (第4条関係)

(略)

変更後の発電事業者の会社・法人全部登記事項証明書	個人の場合は住民票の写し
発電事業者又は保守点検業者の変更が分かる書類	契約書等の写し
位置図	方位、事業区域及び接続道路状況 縮尺1,000分の1以上
公図	事業区域の地番
標識の設置状況が確認できる写真	
事業区域内の土地及び建築物の登記事項証明書	条例施行前に設置した場合のみ
土地利用計画図	条例施行前に設置した場合のみ 縮尺1,000分の1以上で太陽光発電設備、緑地の設置位置が分かるもの
その他町長が必要と認める書類	

様式第1号—様式第17号 (略)

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

様式第1号—様式第14号 (略)